

「単独親権違憲」集団提訴

父母12人国に賠償求め

東京地裁

離婚後に父母の一方にのみ親権を認める民法の単独親権制度は、法の下の平等を定めた憲法に反するなどとして、8都道府県に住む12人が22日、計1200万円の国家賠償を求める訴訟を東京地裁に起こした。単独親権の違憲性を巡る集団訴訟は初とみられる。

【異賢司】

2面に「焦点」

訴えたのは、子どもと別居中の40〜60代の父母。訴状によると、原告側は、結婚してい

る父母には原則として共同親権が与えられているのに、離婚などによって一方の親は親権を奪われていると主張。子を養育したいという意思を持っているのに養育に関われないのは「親権差別」だと

単独親権については離婚が争われた別の訴訟で東京高裁が2018年9月、「親権は、子の福祉が考慮されるべきであるから、単純に共同親権ではない」という理由で憲法に反するとは言えない」と判断し、確定している。

原告は父母ら14人。離婚や別居した際に、家族間で子どもと面会する約束を交わしていたが、実現していないと訴えていた。前沢達朗裁判長は「別居している親の面会交流権が憲法上保障された権利である」ということはで

面会交流権訴訟原告の請求棄却

東京地裁

きない」と述べた。国は「主張が認めらるべき権利などがある。日本ではかつて父親が親権者とされていたが、戦後の民法改正で婚姻中の父母に共同親権が認められた。離婚後は父母の片方のみに認められ、協議で合意できなかった場合は調停や裁判で決まる。」

【異賢司】

親権

親が未成年の子どもに対して持つ権利と義務の総称。身の回りの世話や教育をする監護権のほか、住む場所の決定や職業選択を許可する権利などがある。日本ではかつて父親が親権者とされていたが、戦後の民法改正で婚姻中の父母に共同親権が認められた。離婚後は父母の片方のみに認められ、協議で合意できなかった場合は調停や裁判で決まる。



東京地裁に提訴後、記者会見をする原告ら＝東京・霞が関の司法記者クラブで22日、吉田航太撮影